### 令和 4 年度後期高齢者 療保険のお知ら せ

詳しくは町住民生活課におたずねください

# ります。 後期高齢者医療保険料が変わ

しています。 応じる「所得割額」の合計で算出 する「均等割額」と個人の所得に の保険料は、 均等割額 後期高齢者医療保険1人あたり 皆さんが均等に負担 上限額は66万円です。

年額5万400

ŏ 円

総所得金額等 所得割額 (基礎控除後)

×

10 • 26 %

# 低所得者に係る保険料の軽減 について

員と世帯主)の総所得金額等の合計 軽減については、 割額が軽減されます。 所得が低い人は、 世帯(被保険者全 保険料の均等 均等割額の

# 均等割額の軽減割合と対象世帯

額で判定します。

## ク割軽減

以下となる世帯 金所得者の数から1を減した数」 43万円+(10万円×「給与・年

# 5割軽減

帯の被保険者数」+ 減した数」)以下となる世帯 給与・年金所得者の数から1を 43万円+「28万5000円×世 (10 万円×

## 2割軽減

険者数」+ 以下となる世帯 金所得者の数から1を減した数」 43万円+「52万円×世帯の被保 (10万円×「給与・年

※「給与・年金所得者の数」とは 給与収入が55万円超または年金 の合計人数 の場合は年金収入が60万円超) 収入が125万円超(65歳未満

割額が5割軽減されます。 割額はかかりません) 制度加入の月から2年間は均等 者に扶養されていた人の軽減) 被扶養者軽減 (被用者保険加入 (所得

# ください 仮徴収額決定通知書をご確認

4月から令和4年度後期高齢者

保険料を年金からの天引きで納めていただいている被保険者には「仮徴収額決定通知書」を送付します。 で確認ください。 す。前年度徴収していた保険料額 額として年金から徴収するもので を基準として、

### から仮徴収します。 載されています。ご確認ください。 徴収保険料額決定通知書」 します。仮徴収保険料額などが記 |あんま・はり・きゅう治療券 を発行しています 対象者には「後期高齢者医療仮

申請してください。 者証」を準備し、 な人は、「後期高齢者医療被保険 いる施術院で使用できます。必要 す。治療券は、町と協定を結んで 1000円補助)を発行していま る治療券5枚綴り(1回につき うの治療を受ける場合に利用でき 者を対象に、あんま・はり・きゅ 町では、 後期高齢者医療被保険 町住民生活課で

## 申請期限

令和5年3月31日 金

# 医療機関の適正な受診のため 次のことに注意しましょう

ことに気をつけましょう。 医療機関を受診するときは次の

# が決定する7月より前に、 |療保険料の仮徴収が始まります 本年度の保険料額 仮の金 重複受診をやめましょう

仮徴収とは、

受診するたびに初診料が必要で、 療費が高額になり、検査や投薬を繰 り返すため体に負担もかかります。 に複数の医療機関にかかることです 重複受診とは、同じ病気で同時期 医

4・6・8月の年金

# かかりつけ医を持ちましょう

」を送付

康状態などを把握して、 とです。かかりつけ医を持てば、 全般のアドバイスをする医師のこ いざというときも安心です。 かかりつけ医とは、あなたの健 健康管理

# ジェネリック医薬品を利用しましょう

場合もあります。 はなく、症状によっては適さない ジェネリック医薬品があるわけで 全性も効き目も立証されています じ有効成分を使っているので、 ただし、すべての新薬に対して ジェネリック医薬品は新薬と同

# お薬手帳を活用しましょう

飲み合わせのトラブルを未然に防 記録しておくもので、 行くときは必ず持って行きましょ ぐことができます。 お薬手帳は使っている薬などを 病院や薬局に 薬の重複や

町住民生活課 🗓 096-234-1113 (内線107)

対象者

令和5年4月1日現在

健診センター 管理センター、

で35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・

60歳を迎える町国民健康保険被

場所 期間

日本赤十字社熊本健康

ご確認ください。

お問い合わせ先

佐町健診希望調査票の書き方」

高野病院総合

6月~12月

20歳になったら国民年金への

ますので、忘れずに納めましょう。

学生納付特例制度

加入手続きが必要です

### 町の健診を受けて身体の 状態をチェックしましょう



# 込みは町総合保健福祉セ

## 場所 期間 特定健診・若者健診・がん検診 (7月集団健診

20~7歳の町国民健康

料納付が猶予される「学生納付特 の場合、申請により在学中の保険

学生は、本人の所得が一定以下

### 対象者 保険被扶養者等も受診可) 保険被保険者(40~74歳の社会 町総合保健福祉センター 7月2日(土)~8日(金)

# 後期高齢者健診・がん検診 (8月集団健診

場所 期間 被保険者 対象者 町総合保健福祉センター 8月25日(木)~28日(日) 町後期高齢者医療保険

# がん検診 (12月集団検診

きが必要です。

者も、国民年金への切り替え手続

佐町健診のお知らせ」および 期間 詳しくは、各世帯に配布した「甲 対象者 40歳以上の男性 町総合保健福祉センター 12月7日(水)~11日(日) 20歳以上の女性および

福祉センターに提出してください。

節目健診

各行政区の区長または町総合保健

調査票」に必要事項を記入の上、

4 月 18 日

(月) までに「健診希望

診を次のとおり実施します。

町では、

令和4年度の健診や検

各健診の申し込みについては、

健診・

検診の申し込みは4月

18 日

(月) まで

町健康推進課(町総合保健福祉

096 - 235 - 8711

町住民生活課

Ⅲ096-234-1113(内線105)

### 町住民生活課

### 学生は保険料納付の 猶予が受けられま



くは 町住民生 課 わ 活 ま ・年金加入者ダイヤル ·熊本東年金事務所

加したことで扶養から外れた配偶 扶養されていた配偶者や収入が増 更の手続きが必要です。退職者に 付義務が発生します。 金の被保険者となり、 の人も20歳になった時から国民年 律で義務付けられています。学生 満の人は、国民年金への加入が法 また、勤務先を退職したとき 厚生年金から国民年金への変 本国内に住む20歳以上60歳未 保険料の納

族年金が受けられない場合があり 険料を納めないと、障害年金や遺 の翌月末日です。 保険料の納付期限は、 期限までに保 納付対 象

間は、 期間に計算されますが、 明書が必要です。特例を受けた期 例制度」があります。保険料を未 には反映されません。 までさかのぼることができます。 う。承認期間は4月~翌年3月で 学生納付特例制度を活用しましょ 納のままにしていると、老後 があります。納付が難しい場合は ときに、年金が受けられない場合 万一のけがなどで障がいが残った 申請には、学生証または在学証 申請は2年1カ月前の納付分 年金を受けるために必要な 給付金額

に応じて決定されます。 る人は追納制度をご利用ください 受け取る年金額は支払った保険料 できる追納制度もあります。 お問い合わせ先 納付期限から10年以内であれ 未納期間をさかのぼって納付 未納があ 将来

町住民生活課 096-234-1113 (内線101)

8

4